

池田市シティプロモーションブック作成業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

池田市が有する魅力を写真やイラスト・図などを使用して視覚的にわかりやすく紹介し、本市への関心・理解を深めてもらうとともに、本市の魅力を広く発信し、シビックプライドの醸成やまちづくり人口（※）の増加をめざす。

公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定する。

※まちづくり人口・・・本市では、都市の活力を維持し、向上させるよう地域活動に参加する住民を「活動人口」。住民以外で、通勤、通学、観光などの池田市を訪れる人々の人口を「交流人口」。地域や住民と継続的に関わる、池田市のファンやサポーターのような人々を「関係人口」とし、それらをまとめて「まちづくり人口」と呼ぶ。

2. 募集内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業名 | シティプロモーションブック作成業務委託 |
| (2) 業務期間 | 契約締結日～令和6年3月31日 |
| (3) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (4) 履行上の上限額 | 3,000,000円 |
| (5) 事業担当課 | 〒563-8666 池田市城南1-1-1
池田市役所 市民活動部 シティプロモーション課
TEL：072-754-6244
Mail： kanko@city.ikeda.osaka.jp |

3. 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていない者であること。
- (3) 令和5・6年度池田市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

- (6) 過去5年間に、国または地方公共団体等が発注するシティプロモーションに関する類似業務の受託実績があること。

4. 日程 (いずれも令和5年)

10月31日(火)	: 募集開始
11月10日(金)17時	: 質問書提出期限
11月17日(金)17時	: 質問に対する回答期限
11月21日(火)17時	: 参加表明書提出期限
12月5日(火)17時	: 企画提案書提出期限
12月中旬	: 審査結果通知
12月下旬	: 契約締結予定

5. 質問の提出および回答

- (1) 提出期限：令和5年11月10日(金)17時まで
- (2) 提出方法：質問書(様式1)を作成し、電子メールでシティプロモーション課に提出。件名は「【会社名】池田市シティプロモーションブック作成業務委託に関する質問」とすること。提出後、電話にて到着確認を行うこと。
- (3) 回答方法
各事業者から提出された質問事項をとりまとめ、事業者名を伏せて令和5年11月17日(金)までに市ホームページに掲載する。
ただし、本プロポーザルにおいて公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限：令和5年11月21日(火)17時まで
- (2) 提出方法：「プロポーザル参加意思表明書(様式2)」を作成し、持参、郵送または電子メールでシティプロモーション課に提出すること。(期限内必着)メールの場合、件名は「【会社名】池田市シティプロモーションブック作成業務委託に関する参加表明書」とすること

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：次のア～ウを提出すること。
- ア) 企画提案書(任意様式)
簡易製本(袋とじ)し、正本として1部、副本を10部提出すること。
なお、正本には、表紙に代表者印等を押印すること。
A4縦長横書き左綴じとし、目次の作成及び下部にページ番号を入れること。A3判を使用する場合はA4判に織り込むこと。
なお、下記について記載すること。
- ・会社概要
 - ・業務実施体制

- ・類似業務実績（過去5年間のもの）
- ・編集スケジュール
- ・企画コンセプト
- ・全体の構成案・各ページの展開案
- ・表紙デザイン・タイトル案
- ・提案者の選定による代表的な項目のページ作成案（4ページ程度、文章・写真はサンプルも可）
- ・より魅力的なシティプロモーションブック作成のための提案

イ) 見積書1部（任意様式）

代表者印等押印の上、あて先は池田市長とすること。また、業務の合計額（消費税込み）とその内訳書を添付すること。

ウ) これらを保存したCD-ROMまたはDVD-ROM1部

(2) 提出期限：令和5年12月5日(火)17時まで

(3) 提出方法

持参または郵送でシティプロモーション課に提出すること。（期限内必着）

8. 選定方法

- (1) 企画提案書等の審査は、「池田市シティプロモーションブック作成業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、審査・評価を行い、評価点数の合計による総合評価で最高点を得た参加者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 同じ得点の提案が複数あった場合は、見積金額の最も低い参加者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。
- (3) 選考の結果、提案採用者の候補となった者と随意契約の交渉を行う。
- (4) 審査は全て非公開とする。

9. 選定基準

選定委員会における選定は、下表により行うものとする。

評価項目	評価事項	評価基準点 (最低水準点)
実施体制	自治体との業務実績および類似業務に関する実績は十分か。	10点
	本業務を迅速に遂行するため、管理責任者及び担当スタッフが十分配置されており、本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	10点
提案内容	池田市のイメージに沿ったデザインとなっているか、視覚的に魅力的かどうか。	15点

	本業務および本市への理解度が高く、提案内容の着眼点、企画力が優れているか。	40点
	仕様書に記載の内容に沿って、独自性・工夫のある効果的な提案となっているか。	15点
価格	委託料上限額を満たしているか。費用面での工夫があるか。	10点
合計		100点

10. 結果通知

- (1) 選定結果は文書で通知するとともに、市ホームページにて公表する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。また、契約内容、仕様及び契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (2) 「12. 資格喪失」のいずれかの事項に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、池田市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

12. 資格喪失

- (1) 本要項で定める応募資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (4) 「11. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出を郵送で行う場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (3) 提出された提案書等は、業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提案書類は、返却しない。
- (5) 選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (6) 提案者は業務に関して、使用許諾や著作権、そのほか使用に関する一切の権利関係等を侵害しないよう、事前に使用許諾を得てから提案すること。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。